

議員説明会 会議録

1 開催日時

令和8年2月18日（水） 午前11時00分 ～ 午前11時40分

2 件名

令和8年度花巻市国民健康保険税の税率改正について

3 議事録

（岩間総合政策部長）

説明質疑の4項目目「令和8年度花巻市国民健康保険税の税率改正について」につきまして、福祉部国保医療課から説明をさせていただきます。

菊池福祉部長。

（菊池福祉部長）

それでは、私のほうから「令和8年度花巻市国民健康保険税の税率改正について」ご説明させていただきます。

お配りした資料につきましては、1ページから12ページの本編と13ページ以降の資料編となっておりますが、資料編につきましては、国民健康保険の制度説明となっておりますので、本日は、税率改正にかかる本編についてのみご説明させていただきます。

1ページをお開き願います。

はじめに、本市の国民健康保険の状況といたしまして、被保険者数について、上段のグラフは、被保険者数は年々減少傾向にあることを、下段のグラフは、高齢者の加入割合が高いことを示しております。

2ページをお開き願います。

上段のグラフは、保険給付費についてであります。被保険者の高齢化や医療の高度化により、1人当たりの給付費は増加傾向にある一方で、給付費総額は被保険者数の減少により減少傾向にあることを示しております。

下段のグラフは、1人当たりの平均所得が、令和6年度までは、ほぼ横ばいで推移してきたものが、令和7年度には上昇しており、国保税の調定額につきましても、被保険者数の減少に伴い減少傾向にあったものが、令和7年度には所得の上昇や税率改正により増加に転じたことを示しております。

3ページをお開き願います。

国保税率の見直しの経緯としまして、昨年度、令和6年10月に開催した議員説明会の内容となりますが、あらためてご説明申し上げます。

本市では、平成30年度に被保険者の負担軽減を図ることを目的に税率を引き下げる改正を行いましたが、この改正に伴う歳入不足分を国民健康保険財政調整基金で補填し続けた結果、令和6年度に行った財政見通しの検証時において、令和7年度には基金残高が枯渇することが見込まれたことから、税率を見直す必要があるという判断を行ったところであります。

4ページをお開き願います。

昨年度、ご説明させていただいた税率見直しの方向性について、考え方は4点でございました。

1点目として、「税率見直しの期間は令和7年度から令和11年度の5年間とすること」。これは、岩手県において、市町村から徴収する納付金見込額を令和11年度まで試算しておりましたことから、令和11年度までの財政見通しを立てることができたこと、また、急激な負担とならないよう段階的に見直す一定の期間が必要であると判断し、税率見直しの期間を5年間としたものであります。

次に2点目ですが、「目標とする1人当たり税額は、収支のとれる税額とすること」。これまで歳入不足を補填してきた基金は、枯渇することが見込まれたことから、基金に頼らない収税、つまり収支のとれる税額とする必要がありました。従いまして、見直し期間の最終年度である令和11年度に収支のとれる税額に到達することを目標としたものであります。

3点目ですが、「負担緩和を図るため、基金を活用し、毎年度の上昇額について平準化を図ること」。これは、5年間で段階的に税額を上昇させる必要がありますが、負担緩和を図るためには、毎年度の上昇額を平準化させることが必要であると考え、昨年度の試算では、必要な上昇額は5年間で1人当たり平均2万4,500円であったことから、毎年度4,900円ずつ上昇させる計画としたところであります。なお、平準化を図るためには、基金残高が不足しておりましたことから、令和6年度に議会でお認めいただき、約4億4,300万円を一般会計から基金に積み増したところであります。

4点目は、「税率は毎年度見直すこと」。これは、県が試算した令和11年度までの納付金見込額をもとに財政見通しを立てたところでありますが、被保険者数や医療費の変動により納付金額にも変動が生じる可能性がありますことから、毎年度、県が提示する納付金見込額をもとに財政見通しを再検証し、毎年度税率を見直すこととしたものであります。また、再検証の結果、計画した毎年度の上昇額に上振れが生じたとしても、追加の財政支援、一般会計からの繰り入れは行わないこととしたところであります。

下の表は、昨年度の試算結果では、1人当たり税額は、令和7年度から令和11年度までに2万4,500円、毎年度にしますと4,900円ずつの上昇が必要で、平準化のために基金を活用することによって、基金残高が令和11年度には0となる見込みを示したものです。

5ページをお開き願います。

ここからは、令和8年度の国保税率について、ご説明させていただきます。

まず、1点目の最新の財政見通しについてですが、現時点の試算では、先ほどご説明申し上げました、1人当たりの税額を毎年度4,900円ずつ上昇させても、令和11年度には約8,600万円の歳入不足が生じる見通しとなっております。

この財政見通しに変動が生じた大きな要因としまして、2つ挙げさせていただいております。

まず1つ目として、国保税の収税が約6億115万円、2つ目として、県に納める納付金が約6億5,216万円、いずれも令和7年度から令和11年度までの5年間の合計額であります。昨年度の試算額から上振れするものと見込んでおります。

6ページをお開き願います。

先ほど、ご説明しました2つの要因について分析しております。

まず1つ目の税収の上振れについてですが、被保険者の所得上昇により生じたものであります。資料に1人当たりの所得の一覧を載せております。令和6年度までは、ほぼ50万円前後で所得が推移しておりましたことから、昨年度の税率検討時には、被保険者の所得状況を据え置いた状態で試算したところですが、令和7年度の課税所得、令和6年分の所得になります。これが急激に上昇したことに伴い、令和7年度の1人当たりの平均税額は8万5,500円に上昇するものと見込んでおります。この令和7年度の上昇分と令和8年度以降に毎年度4,900円ずつ税額が上昇した場合の税収を試算した結果、令和7年度から令和11年度までの合計額として、約6億115万円の上振れが見込まれたところであります。なお、現時点で見込まれる令和7年度の1人当たりの税額8万5,500円は、昨年度計画した上昇額4,900円から6,350円上振れする結果となります。

今年度、令和8年度の税率検討に当たっては、計画した上昇額から乖離が生じないように、所得上昇を見据えて税率を試算するよう見直しを図ったところであります。

7ページをお開き願います。

2つ目の納付金額の上振れについてですが、この要因として、県が納付金額の算定に際し、保有する基金の活用方法を見直したということがあります。資料の右上に令和元年度以降の県内1人当たり納付金額の推移を表した表がありますが、色がついた部分は基金を活用した年度であります。令和元年度から令和6年度までの1人当たり納付金は、ほぼ横ばいで推移しておりますが、県は基金を活用し、年度間の平準化を図ってきたところでありますが、基金残高が減少することで、取崩し抑制が必要と判断し、令和7年度以降は基金を活用しない方針といたしました。昨年度、財政見通しに用いた納付金見込額は、基金を活用した場合のものでありましたが、基金を活用しない場合の納付金見込額で財政見通しを立てる必要が生じ、その差額が令和7年度から令和11年度までの合計額で約6億5,216万円となったものであります。

8ページをお開き願います。

令和8年度の税率改正案でございますが、右のグラフと合わせてご覧いただきたいと思っております。現在の状況を整理しますと、グラフでは青色の線になりますが、昨年度の計画では、令和7年度から毎年度4,900円ずつ上昇させることで、令和11年度には、1人当たり税額を9万6,900円に到達させることとしておりました。しかし、納付金額が上振れしたことに伴い、令和11年度の目標税額は、10万7,200円に上昇しました。グラフのグレーの色の線は、令和7年度の上昇額が計画通り4,900円であった場合、令和8年度以降は毎年度7,475円の上昇が必要となることを示しております。ただし、令和7年度の1人当たり税額は8万5,500円に上昇することが見込まれますことから、目標税額10万7,200円までに必要な上昇額は2万1,700円となり、毎年度の上昇額は5,425円というのが現在の状況でございます。グラフでは緑色の線となります。

次に、令和8年度の税率案ですが、令和7年度の急激な税額上昇からの負担緩和を図るために、従来分の医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3区分については、税率を据え置くことを検討したところであります。まず、令和8年度は、子ども・子育て支援金制度が開始されますことから、この新設分で1人当たり平均3,400円の税額上昇を見込んでおります。従来分は、令和7年度の税率を据え置きましても、所得上昇に伴い、1人当たり平均1,500円の税額上昇があるものと見込んでおります。従いまして、従来分と新設分の合計

額は4,900円となりますが、この合計額は、現時点で試算する令和8年度以降に必要な上昇額5,425円に近い数字となります。なお、税率を据え置くことで、所得に変動が生じない被保険者につきましては、従来分に限りませんが、令和7年度の税額と変動が生じないことから、据置きとなります。

令和9年度以降の税率改正につきましては、国では医療費を抑制するために制度の見直しを進めております。国の動向次第では、納付金額にも影響が生じ、現時点において見込む今後必要な上昇額も変動、下振れしてくる可能性もあります。

以上のことを踏まえまして、急激な税額上昇があった令和7年度の翌年度に当たる令和8年度におきましては、負担緩和を図る必要があること、また、令和9年度以降については、国の動向を見据えた上で上昇額を検討する必要があることと判断し、令和8年度においては従来分の税率を据え置き、子ども・子育て支援金のみを新設する税率案という結論に至ったところであります。

9ページをお開き願います。

令和8年度の税率改正案と令和9年度から令和11年度までの税率見込の一覧となります。赤字で表記している部分が、子ども・子育て支援金の税率となります。現時点での試算となりますが、令和8年度は1人当たり平均4,900円、令和9年度から令和11年度は5,600円の上昇が必要と見込んでおります。

10ページをお開き願います。

こちらは、令和8年度の税率改正案を踏まえた財政見通しとなっております。先ほど見込んだ税額上昇により税収が増えることで、令和11年度末には基金残高は0となる見込みとなっております。

11ページをお開き願います。

今後の流れでございますが、明日19日には花巻市国民健康保険運営協議会に子ども・子育て支援金分の税率を新設する条例改正案と令和8年度当初予算案について諮問の上、答申いただく予定となっております。その後、2月25日に開会します3月定例会におきまして、条例改正案と当初予算案をご審議いただき、地方税法施行令改正に伴う条例改正につきましては、3月末に専決処分を進めたいと考えております。なお、この専決処分につきましては、賦課限度額や低所得者に対する均等割額軽減の算定基準に関するもので、これまでも施行令改正に伴い専決処分により条例を改正し、6月定例会において報告をさせていただいているものとなります。

説明は以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

(岩間総合政策部長)

説明が終わりました。このことにつきまして確認したいこと等ございましたら、挙手の上、お願いいたします。

照井明子議員。

(照井明子議員)

何点か確認させてください。

まず、令和7年度の所得の上昇があります。これは賃金上昇や農家の所得の上昇というふうにも捉えられるわけですが、そこら辺の背景について確認したいと思います。

(岩間総合政策部長)

佐藤市民税課長。

(佐藤市民税課長)

所得の上昇についてお答えいたします。所得別に見てみますと、給与所得につきましては令和6年度よりも減少しておりますけれども、農業所得が大きく伸びておりまして、全体として所得が上昇しております。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

その影響によって納付金の変動するということに繋がってきているのかなというふうに捉えております。

まず、これは、本当に都道府県化がやっぱり大きな課題ですね。

前回の花巻市の税制改正の説明があったときに、まず子育て世代も負担になっているとか、低所得者でこの国保の課税者は低所得者であるとかっていうのをお認めになって説明されているんです。そういう中で、また子ども子育て支援金っていうのを国の制度で創設するということで、これが非常にまた負担に繋がってくるということなのです。

まず都道府県化の問題点で、全国知事会ではやっぱり国の公金を増やせという財源確保について要求しているわけですが、本当に国はそういった財源支援について手立てしているのでしょうか。市はどのように分析してますか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えします。

平成30年度に国民健康保険の都道府県化が始まったわけですが、その際に国の方では公費負担分ということで3,400億円ほどに公費を拡充したということがございます。この部分については、県も市も、財政措置を毎年度して欲しいということで要望をしておりますほか、またさらに国民健康保険は財政運営が厳しいということもありますので、さらに拡充してほしいということは、毎年度要望しているところでございます。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

そういうことなんですね、本当に厳しいのです。

だから市の国保の財政だけ指摘してもいられないのですが、実際的には直接的に私達の生活と関わっているので指摘せざるを得ないのです。

それで、やはり基金も枯渇してくるということになれば一般財源からの公金、国も本来は3,400億円たらずではなく、もっともっと投じるべきですし、それから県ですね。岩手県の財源措置というのは、この国保に対する支援措置というのはどのようにされておりますか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えいたします。

これまでもご説明しましたけれども、国のほうでも一般会計からの法定外繰入は基本的には認めないということをお話しておりまして、全国の市町村のなかにはやっているところもありますが、今、国では法定外繰入を解消しようということで、もしやってる場合には、国からの財政措置もちょっと厳しめにするというような措置も進めております。

岩手県の中には、市町村においてはそういった赤字補填の目的のために法定外繰入を行っているところは、今のところないと私は確認しているところですけども、花巻市においても去年は一般会計から基金に積み立てるというかたちで積み立てはしているので、まずはそういった点で支援したということになろうかと考えております。

それから岩手県のほうでの一般会計からの話ということですけども、県のほうでもこれは法定に基づいてのお話になりますけども、繰入を行っております。それからあとは納付金、先ほど福祉部長からもご説明ありましたけども、負担軽減を図るためにということで基金を活用してきた、その部分で負担軽減を図っているという状況であります。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

今後ですね、国の動向というふうにも示されてます。

高額療養費やOTCの問題、これも負担がおそらく出てくると思います。そのことによってまた変わらざるを得ないという。ですから、国保税を市民が納めやすい制度にするためには、公金を増やすか、それとも市民負担を増やすしかないんですけども、市民負担は本当に今、これ以上はというようなぎりぎりの状況。おわかりになっていると思いますから、公金増やすしかないんですね。そうした手立てを、市も一般財源を繰り入れるとペナルティが課されるかもしれないって言うんですけども、自治体によっては決算補填等目的以外の繰入なども活用しながらやっている、そうした事例もあるわけですので、そこら辺も調査をしながらですね、できるだけ本当に市民の負担増は避けていくべきだとい

うふうに捉えております。

以上です。あとは本会議で。

(岩間総合政策部長)

桜井肇議員。

(櫻井肇議員)

私は、新しい住民負担、子ども子育て支援金分についてお伺いをいたします。

これはこども誰でも通園制度なんかの問題で時々指摘してきたわけなのですが、要するに子ども子育て支援と言いながら、子育てがとっくに終わった人も払わねばならないわけです。今の話でもこの一般会計からの国保会計に対する繰出は認めないとする、性格が違うからだと思うのですが、一方で取るほうは垣根をポンと超えて取ってしまうというのが非常にこれは不合理だなと思ってました。所得割、均等割、平等割も含めて県に納付すると思うのですが、来年度はいくらぐらいの試算になっておりますか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えいたします。

今、櫻井議員がおっしゃったのは、1人当たりではなく、納付金の総額ということでしょうか。総額にしますと、花巻市の来年度の納付金額、子育て支援分につきましては約4,900万円ほどになります。

(岩間総合政策部長)

桜井肇議員。

(櫻井肇議員)

そうしますと、この4,900万円を県に納付するということになりますが、それでは県のほうではこの4,900万円、子ども子育て支援分ですから、子ども子育てに関した使い方をするのではないかと思うのだけれども、医療分野、その他、どう同じ扱いなんでしょうか。つまり、県に納付しっぱなしということになるのかな、これ非常に不合理なわけです。国が決めたのですから、ここで聞かれても困るって言うかもしれないけれども、納付するほうからすれば大変なんです。その辺のことはわかりになりますか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

お答えいたします。

子ども子育て支援金に係る納付金ですが、花巻市から岩手県に納めましたらば、岩手県は国のほうに納めるというかたちになりますので、岩手県の事業に使うとかという仕組みではないというところになります。

（岩間総合政策部長）

桜井肇議員。

（櫻井肇議員）

そうだと思いますよ。そうなんですよね。

一体何のための負担なのかというふうになってくるわけです。しかも、これは市が管轄するのは国保ですから、皆さんも払わなければいけないわけです、天引きで。子育て終わった人もこれからの人もかもしれないけども。

例えば具体的に言いますけど、新しく始まる前にも何回か取り上げてますが、誰でも通園制度の運営費用は国から来るわけですね。

（岩間総合政策部長）

藤原国保医療課長

（藤原国保医療課長）

お答えいたします。

国の資料を確認しますと、子育て支援金、私達の方で納め、国に納めるというかたちになるんですけども、それをもとにして誰でも通園制度であったり児童手当の拡充であったり、妊婦の支援給付というような形に使うというふうにはされております。

（岩間総合政策部長）

照井明子議員。

（照井明子議員）

先ほどの子ども子育て支援分ですが、花巻市の場合は1人当たりの税額が3,400円となっております。これは各自治体、県内自治体それぞれの決め方であるというふうに思います。だいたい他の自治体の状況もおわかりだと思います。いくらからいくら幅がありますか。

（岩間総合政策部長）

藤原国保医療課長。

（藤原国保医療課長）

お答えいたします。

私達も他市の状況とか確認していますが、条例改正でどのように進めますかというところを確認してるのですが、1人当たり税額をいくらにするかというところまでは把握してないというところになります。

(岩間総合政策部長)

照井明子議員。

(照井明子議員)

議案審議のときまではわかるのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

藤原国保医療課長。

(藤原国保医療課長)

聞いてみます。

(岩間総合政策部長)

その他ございますか。

ないようでございますので、4項目めについても終了とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議員説明会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。